

成績評定考査基準

1. 評定表の考査基準

(1) 設計業務（地質調査業務，測量業務，単純調査，調査・計画業務及び建築設計業務等を除く。）

項目	細目
専門技術力	提案力，改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮
	コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性，弾力性，調整能力
コミュニケーション力	説明力，プレゼンテーション力，協調性
取組姿勢	責任感，積極性，倫理観，環境
成果品の品質	

2. 統括リーダー考査基準

(1) 考査方法

統括リーダーは，評定趣旨を十分に理解し尊重した上で，それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（統括リーダー用）の該当評価項目について，それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には，当該業務の総合評定点に対して，別表 - 1 を参考として - 15 点まで減点することができる。

別表 - 1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を越える
考査点	- 3点	- 5点	- 10点	- 15点

【適応事例】

- 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等，関係法令に違反する事実が判明した。
- 一括再委託，請負を行った。
- 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり，職務の執行を妨げた。
- 当該業務において過積載等の道路交通法違反により，逮捕または送検等された。
- 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために，死傷者を生じさせた業務関係者事故，または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(4) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に，受注者の責任に起因する瑕疵が存在し，契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い，瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には，当該業務の総合評定点に対して，別表 - 2 を参考として - 20 点まで減点することができる。

ただし，ここでいう瑕疵修補とは，軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。

また，総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は，遡って減点を実施するものとする。

別表 - 2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	- 10 点	- 20 点

3. 調査職員及び検査職員考查基準

評定にあたっては，当該業務の履行状況に応じ，各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加，削除，もしくは評価比重の変更は行わない。）

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が，「地質調査，単純調査等業務，測量作業」，「調査業務，計画業務」，「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては，業務の目的，金額を勘案し，原則として主たる業務が「設計業務」の場合に採点をする。

ここで，「地質調査，単純調査等業務，測量作業」，「調査業務，計画業務」，「設計業務」の3業務のうち，複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱

いについては、以下を参考とするものとする。

- 「地質調査，単純調査業務，測量作業」，「調査業務，計画業務」，「設計業務」対象部分のどれかが100万円を超えるときには，その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- 「地質調査，単純調査業務，測量作業」，「調査業務，計画業務」，「設計業務」対象部分の複数が100万円を超えるとき，もしくはどれもが100万円を超えない場合には，業務の目的，金額を勘案して，「主たる業務」を1つ選定するものとする。
- これらの取扱いは，発注担当課及び検査職員で統一するものとする。

5. 技術者の評定について

(1) 設計業務

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出して次項6の重み付けを考慮して付加する。

評価項目		管理技術者 又は 業務主任技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者	
専門技術力	提案力, 改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への配慮	概略設計, 予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
	コスト把握力	○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性, 弾力性, 調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力, プレゼンテーション力, 強調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観, 環境	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

(注1) 「担当技術者」はそれぞれ3人までとする。

6. 総合評定点について（建築設計業務等を除く。）

(1) 設計業務（建築設計業務等を除く。）

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		設計業務				
		業務評定	技術者評定			
			管理	担当（注1）	照査	
専門 技術 力	提案力，改善力	2	2	2	—	
	業務遂行技術力	4	4	4	—	
	施工 時へ の配 慮 (注2)	概略設計 予備設計	1	1	1	—
		詳細設計	1	1	1	—
	コスト把握能力 (注2)	1	1	1	—	
管理 能力	工程管理能力	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	
	迅速性，弾力性 調整能力	1	1	—	—	
コミュニ ケーショ ン力	説明力 プレゼンテーション力 強調性	1	1	1	—	
取組 姿勢	責任感，積極性 倫理観，環境	2	2	2	—	
成果品の品質		8	8	5	1	
合 計		24 100%	24 100%	16 100%	3 100%	

注) 1 . 「担当技術者」は3人までとする。

2 . 「施工時への配慮」，「コスト把握能力」及び「環境」は設計業務のみの評定対象とする。